

国立大学法人東京海洋大学における学長の再任の可否について

○再任の可否

再任不可

(ただし、下記関連規則第 3 条第 3 項又は第 4 条第 2 項に該当する場合は可)

○理由

本学では、学長が国立大学法人の中期目標の達成に向け、リーダーシップを発揮できるよう、任期を中期目標期間に合わせて最大 6 年までとしている。また、組織の活性化を図る観点から、学長の任期満了後の引き続いての再任は認めていない。ただし、学長が任期の途中で退任する場合（延長が認められなかった場合を含む）、その後任の学長の任期は短期間となる可能性があることから、条件を満たす場合は、再任を認めることとしている（下記関連規則第 3 条第 3 項又は第 4 条第 2 項参照）。

○関連規則

国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則（平成 16 年海洋大規第 94 号）

.....

【参考（公表対象外）】ガバナンス・コード「補充原則 3-3-1③」より

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。